

小規模多機能型居宅介護玉ちゃんの家 重要事項説明書
< 令和7年2年1日現在 >

1、当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 87-4620 (24時間対応)

担当 龍島 孝子 斎藤 優志

* ご不明な点は、お気軽に担当者までお問い合わせ下さい。

2、当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	小規模多機能型居宅介護 玉ちゃんの家
所在地	宮城県大崎市鳴子温泉字町下15番地1
介護保険指定番号	小規模多機能型居宅介護 (0491500104号)
その他のサービス	
サービスを提供する対象地域	鳴子温泉・岩出山地区にお住まいの方

(2) 当事業所の職員体制

従業員の職種	人数	区分		
		常勤専従	常勤兼務	常勤以外専従（兼務者）
管理者	1名		1名	
介護支援専門員	1名			1名
介護職員	7名	2名	1名	4名
看護職員	2名			2名

(3) 当事業所の設備の概要

登録定員	25名	通所定員	15人
居間及び食堂の合計面積	1室	宿泊サービス定員	9人
	48.03 m ²	相談室	1室
浴室	2ヶ所 一般浴槽	送迎車 (福祉車両含)	2台

(4) 営業時間

営業日	365日
営業時間	通いサービス 9:00~16:00 宿泊サービス 16:00~ 9:00 訪問サービス 24時間

*緊急連絡番号 87-4620

3、サービス内容

利用者的心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、隨時適切に通いサービス、訪問サービス、又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行います。

小規模多機能型居宅（予防）介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付します。

- ・通いサービス：事業所において、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話や機能訓練を行います。
- ・訪問サービス：利用者宅を訪問し、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- ・宿泊サービス：一時的な施設への入所となり、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

4、利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額を設定します。

(1) 介護報酬告示額

介護区分	利 用 料	自己負担（1割）	所得に応じて、自己負担が2割または3割になる場合があります
要介護1	104,580円	10,458円	
要介護2	153,700円	15,370円	
要介護3	223,590円	22,359円	
要介護4	246,770円	24,677円	
要介護5	272,090円	27,209円	

(2) 加算料金等

- ・初期加算 1日につき300円（30円）

*登録した日から起算して30日以内の期間についてお支払い下さい。

- ・その他加算

加 算 名	単位	算 定 要 件
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	750/月	介護福祉士が70%以上配置
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	640/月	介護福祉士が50%以上配置
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	350/月	・常勤が60%以上配置 ・7年以上の継続年数のあるものが30%配置
看護職員配置加算（Ⅰ）	900/月	常勤専従の看護師を1名以上配置
看護職員配置加算（Ⅱ）	700/月	常勤専従の准看護師を1名以上配置
看護職員配置加算（Ⅲ）	480/月	常勤換算方法で1以上看護師を設置。
訪問強化加算訪問体制	1,000/月	訪問常勤2名配置し、月200回以上。

認知症加算（I）	920/月	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置。 ① 職員に対する認知症ケアに関する留意事項 の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催 (I) ①・②を満たす
認知症加算（II）	890/月	
認知症加算（III）	760/月	日常生活自立Ⅲ以上の認知症高齢者へケアを行った場合
認知症加算（IV）	460/月	要介護2で、日常生活自立Ⅱ以上の認知症高齢者へケアを行った場合
介護職員等処遇改善加算（I）	14.9%/月	介護職員の処遇改善が後退しないよう現行の仕組みを維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とし、上乗せ評価を行う区分を創設する。IVは改正前の加算の組み合わせにより 2025年3月31日まで。
介護職員等処遇改善加算（II）	14.6%/月	
介護職員等処遇改善加算（III）	13.4%/月	
介護職員等処遇改善加算（IV）	10.6%/月	
介護職員等処遇改善加算（V） (2024年6月1日より)	5.6～13.2 %/月	
総合マネジメント体制強化加算	1200/月	① 利用者の心身状況・家族を取り巻く変化に応じ、隨時、介護支援専門員、看護師(准)、介護職員等が共同し計画の見直しを行う ② 地域の病院など関係施設に対し事業所が提供することのできる当該サービスの具体的な内容の情報提供を行う等

(3) その他の費用

①食事の提供に要する費用

朝：300円　　昼：600円（おやつ含）　夕：500円

②日常生活に要する費用

日常生活費　　一日：100円

③宿泊に要する費用

宿泊費　一泊：1,500円

私物持込料　テレビ　（滞在日：50円）　電気毛布（夜間：50円）

④おむつ代　　実費

(4) 支払方法

毎月10日までに、前月分の請求を致しますので、引き落としが確認できましたら、領収証を発行致します。

お支払方法は、銀行口座引き落としになります。

（やむを得ない場合に限り現金集金も行います。）

5、緊急時における短期利用

宿泊室に空床がある場合には、登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の条件下においては、登録者以外の短期利用が可能となります。

(1) 利用の要件

- ①登録者の数が登録定員未満であること
- ②利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること
- ③利用の開始にあたって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めること
- ④指定小規模多機能型居宅介護等が提供するサービス提供が過小である場合の減算をうけていないこと
- ⑤指定基準に定める従業者の員数を置いていること

(2) 利用料金

①短期利用居宅介護費（日額）

介護区分	利 用 料	自己負担（1割）	所得に応じて、自己負担が2割または3割の場合があります。
要介護1	5,720円	572円	
要介護2	6,400円	640円	
要介護3	7,090円	709円	
要介護4	7,770円	777円	
要介護5	8,430円	843円	

②加算料金等

- 加算料金等については 1) 処遇改善加算（10.2%）
2) サービス提供加算（1日につき12単位）。

③その他の費用

宿泊料は、1泊：4,000円となります。

その他については、登録者の場合と同額です。

6、当事業所のデイサービスの特徴等

(1) 運営の方針

事業所の職員は、利用者の社会的孤立感の解消並びに心身機能の改善及び要介護状態の予防、並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行います。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実地	有	年2回、介護技術研修を実地
サービスマニュアルの作成	有	

(3) サービス利用にあたっての留意事項

- ・利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受ける為の権利、機会を侵害してはならない。
- ・利用者は、事業所の設備、備品等の使用にあたっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとするが、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。
- ・送迎時間の連絡・・・変更がある場合は、当日の午前8時30分までにご連絡下さい。道路状況等により、送迎時間が遅れる場合は、隨時ご連絡致します。
- ・体調不良等によるサービスの中止・変更・・・体調確認後、やむを得ずサービスを中止する場合には、ご家族にご連絡致します。
- ・食事のキャンセル・・・準備の都合がありますので、当日の8時までご連絡下さい。
- ・時間変更・・・利用時間に変更がある場合は、当日午前8時30分までにご連絡下さい。
- ・事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮下さい。

7、緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等が合った場合は事前の打ち合わせにより、親族、主治医、救急隊、地域包括支援センター等へ連絡を致します。状況により、救急隊への連絡が優先になる場合もございます。

8、事故発生時の対応及び賠償責任

事故があった場合はその旨を利用者家族や、市町村、関係している地域包括支援センター等へ連絡をします。

事業者は、サービス事業の提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

9、非常災害対策

事業者は、非常災害その他の緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、防災計画を作成し計画に基づき、年2回の利用者及び従業者等の訓練を行います。

- ・スプリンクラー設置
- ・火災報知機設置

10、守秘義務に関する対策

事業者及び従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従事者との雇用契約で定めています。

11、利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従事者育成を行います。

12、身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わない事を約束します。

但し、緊急やむを得ない理由により拘束せざる得ない場合には、事前に利用者又は家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13、内容に関する苦情

①当センターご利用者相談・苦情担当

小規模多機能型居宅介護 玉ちゃんの家

担当：瀧島 孝子 斎藤 優志

電話：87-4620

②当センター以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市区町村名：大崎市鳴子保健・福祉・医療総合センター 82-3131

市区町村名：大崎市岩出山地域福祉センター 72-5050

宮城県国民保険団体連合会：介護保険課 苦情相談窓口 022-222-7700

14、協力医療機関等

事業者は下記の医療機関や歯科診療にご協力いただき、利用者の容態が急変した場合には速やかに対応をお願いするようにしております。

①協力医療機関

・名称：大崎市民病院 鳴子温泉分院

・住所：大崎市鳴子温泉字末沢1

②協力歯科医療機関

・名称：医療法人社団 トライアド歯科 阿部歯科医院

・住所：大崎市鳴子温泉字馬場 73-2

15、提供するサービスの第三者評価の実施状況について

当施設では、まだ第三者評価を実施しておりません

16、当社の概要

・名称・法人種別：労働者協同組合労協センター事業団

・代表者役職・氏名：代表理事 平本 哲男

・本部所在地：東京都豊島区東池袋1-44-3 ISPタマビル

・電話番号：03-6907-8030